

平成29年第16回公安委員会定例会議概要

開催日 平成29年6月1日(木)

開催場所 熊本県警察本部公安委員会室

第1 定例会議

各部からの報告

1 熊本県暴力団排除条例に基づく事実の公表等について

【報告の要旨】

熊本公安委員会では、熊本県暴力団排除条例(以下「条例」という。)に違反して、事業者から供与を受けたとして、平成28年1月14日付けで「勧告」を受けた暴力団幹部A(無職、63歳、男性)が、同勧告に従わず、同種違反行為を繰り返したため、Aに対し、平成29年5月26日付けで、条例に基づき、当該違反事実を公表した。

これを受けて、平成29年7月中旬頃、熊本県警察及び暴力団側に利益の供与を行った事業者が所属する県内の協会において、

- 安易に暴力団の活動を容認することが、会社存続に直結することを周知させるとともに、同協会に所属する全ての事業者に対して、危機感を持った暴力団排除に伴うコンプライアンスの徹底
- 会則・約款の完全整備の確認を含め、警察と協会側の実質的連携の下、暴力団排除の確立

等を目的として、緊急集会を行う予定である。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「申込書に暴力団であるかどうかを確認する記述はないのか。」旨の質問があり、警察から、「申込書には、暴力団該当性の有無をチェックする欄等が記載されている。しかし、今回は、事業者側が、相手が暴力団であることを容認した上で利益を供与したものである。」旨の説明があった。また、委員から、「小中学校の同級生とかいろんな繋がりがあると暴力団と分かっているにもかかわらず断りにくいのが現実だと思うが、そのあたりの対策はどうか。」旨の質問があり、警察から、「県警察では、暴力団を店に出入りさせないようにするため暴力団排除特別強化地域の飲食店に標章を貼付するようにしている。また、暴力団排除条例の策定に際しては、暴力団に対し必要な規制を行うことで、事業者が、条例を盾に暴力団との関係を断ち切っていただくことをコンセプトにしており、条例には警察の責務として暴力団の被害に遭わないための相談、被害に遭った場合の対応等も規定しているので、事業者には、条例を盾に頑張っていただきたい。」旨の説明があった。

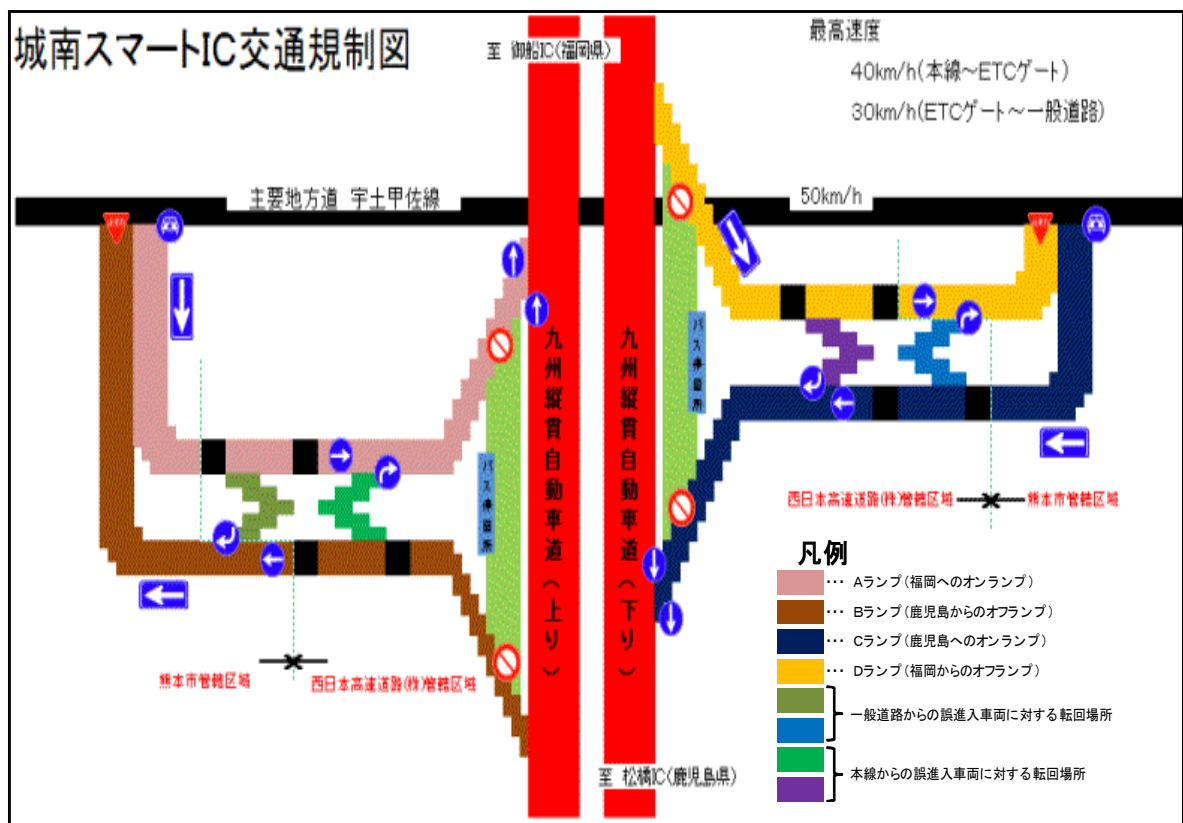
2 城南スマートインターチェンジ供用に伴う交通規制の実施について

【報告の要旨】

平成29年7月9日（日）に、九州縦貫自動車道城南スマートインターチェンジの供用が開始される。城南スマートインターチェンジは、九州縦貫自動車道に接続するスマートインターチェンジとして計画され、熊本市南区城南町塚原に所在し、御船インターチェンジから松橋インターチェンジ間に設置される、ETC搭載車専用のインターチェンジである。同インターチェンジは主要地方道宇土甲佐線に接続する。

今回の供用開始に伴う交通規制は、本線からETCゲートまでのランプ部については最高速度規制40km/h、ETCゲートから一般道路との接続までのランプ部は最高速度規制30km/hを行う。

そのほか、ランプ部の安全確保と円滑に向けて、一方通行・指定方向外進行禁止・指定場所一時停止及び路線バス停留所への路線バス以外の車両通行止めの各規制を行うこととしている。



【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「北熊本スマートチェンジの供用については、どのようになっているのか。」旨の質問があり、警察から、「計画中であるが、供用開始はまだ先になると思われる。」旨の説明があった。

3 「交通機動隊安全運転競技会」の開催結果について

【報告の要旨】

熊本県警察では、平成29年5月24日(水)、熊本市北区明徳町所在の交通機動隊(熊本県警察自動車訓練場)において、交通機動隊員の安全運転技能の向上及び士気の高揚を図るとともに、県民とのふれあい活動を行うことにより、警察活

動への理解と協力を得ることを目的として、交通機動隊安全運転競技会を開催した。

大会は2部制で、第1部では開会式のあと、出場選手20人によるバランス走行競技、スラローム走行競技の安全運転競技が行われ、優勝者等の表彰が行われた。競技終了後は、

- 特別訓練隊員等によるスラローム模範走行
- トライアル走行演技
- 警察音楽隊による演奏
- 白バイによるドリル演技

などのアトラクション他、第2部では

- 白バイ・パトカーの展示及び写真撮影会
- 白バイ・パトカーの体験乗車

などの県民とのふれあい活動が行われた。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「交通機動隊の隊員が、白バイの赤色灯を点灯し、整然と整列する姿を見るととても頼もしく思う。また、全国競技大会で良い成績を収めておられ、県民の警察に対する信頼が益々高まるのではないかと思う。」旨の発言があった。

第2 新委員長の互選について

本日、永田委員長の委員長としての任期が、平成29年6月30日で満了することに伴い、警察法第43条第1項の規定に基づき、新委員長の互選が行われ、委員の総意により、高木委員が選任された。

第3 報告・決裁等

1 平成29年第15回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第15回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

2 請願(H29No.11)受理等の決裁

公安委員会事務室から、請願(H29No.11)受理等の説明があり、決裁が行われた。

3 要望(H29No.12)受理等の決裁

公安委員会事務室から、要望(H29No.12)受理等の説明があり、決裁が行われた。

第4 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。